

12月13日は厚生年金や国民(基礎)年金など公的年金の支給日。だが、今回受け取る10、11月分は以前に比べ少し減る。消費税率が上がる来年4月にもまた減る見込みだ。今後の物価上昇で期待される増額も簡単ではない。年金生活者に厳しい時代がやってきた。

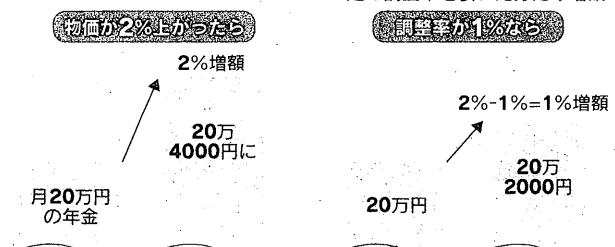
「10月分から年金支給額が減っている」とをよく知らない人は意外に多い。支給日になつて通帳に記載された金額を見たり、直前に郵送されてくる通知を見たりして、困惑する人も出てくるのではないか」。特定社会保険労務士の東海林正昭氏はこう話す。

# 年金はもう増えない?

**B** 今後、物価や賃金が上昇しても年金はそれほど増えない

従来方式=年金額は前年の消費者物価指数の伸びなどと同じだけ増額

今後の方針(マクロ経済スライド)=  
年額は前年の物価の伸びなどから  
一定の調整率を引いた分だけ増額



(注)調整率は現役労働者の減少率に応じて変動。調整率を引いてマイナスになる場合は年金額は据え置き、年金額の改定にあたっては物価に加え現役の賃金動向も勘案する

◎ 年金額は将来、著しく減りする

物価・賃金が増えれば見かけ上の年金額は増えるが、マクロ経済スライドなどによって実質的には目減り

モデル世帯の年金額(1944年生まれの夫婦の場合)

	2009年 (夫婦の年齢65歳)	2019年(75歳)	2029年(85歳)
名目額	22.3万円 (本来水準額)	23.2万円	24.8万円
09年時点の価値 に換算した額	22.3万円	20.5万円	19.9万円
現役の平均賃金 に対する比率	62.3%	51.7%	43.2%

(注)長期的に物価毎年1%、実質賃金1.5%上昇などの前提で厚労省が09年に試算した数値

## 物価上昇と連動期待薄

（平均的年賃金で40年会社に勤めた男性と40年専業主婦だった妻がもう厚生年金・基礎年金）は9月分まで約28万円。10月分からは23,000円ほど減る。

社会保険労務士兼フライ

具体的な年金額はどう変わるのが。モデル世帯年金は（平均的年賃金で40年会社に勤めた男性と40年専業主婦だった妻がもう厚生年金・基礎年金）は9月分まで約28万円。10月分からは23,000円ほど減る。

社会保険労務士兼フライ

40年間保険料を払って満額を受け取ったとしても目約6万5千円。「少しでも減る事のはつらい」といった声はある。年金受給者がつくる全国日本年金者組合は来年1月にも10万人規模で減額に對する不服審査請求を全国

れないと。自営業者らの国民年金はこれまでの水準に戻る。

しづつ上がり、改定ルールに基づいて年金額も今後増えるかもしれない。14年4月はまず1%の減額が決まっており、物価などの上昇で、これをどこまで圧縮できるかが焦点。今のところ1%減を帳消しにして増額に転じるほどの勢いはないが、わずかでも減額は避けよう。高齢化で年金受給者は増え、支え手である現役世代に配慮するが、そう簡単に額は上がらない。「マクロで経済スライド」という年々調整システムが動き出しからだ。

ナントシャルプランナーの沢木明氏は「最終的に2・5%減ったとしても、企業年金も併せてもらっている大企業OBなどにはあまり影響はないだろう。ただし国民年金しかもらっていないといった人は厳しいかもしらん」と続ける。物価や賃金が地方厚生局（厚生労働省の外局）の社会保険審査会に対し起訴する方針という減額への反発や混乱はしばらく続くかもしれない。

現政権の経済政策もあてが、景気は上向きの気配を見せる。物価や賃金が

うれそうには見えない見通しだ。  
15年4月はどうだろう。  
0・5%の減額を打ち消せる  
物価・賃金上昇はあるか  
もしれない。2・5%分の  
減額が完了した後の16年4  
月なら、なおさら年金額ア  
ップの期待は募る。

後増えないと覚悟しておいたほうがよい」と指摘する。では老後の生活防衛のためにはどうすればよいか。沢木氏は企業従業員向けの退職セミナーなどで、「物価は上がりても年金が増えない時代のための生活アドバイスをしていく。まず大切なのは「可能な限り働き続けること」。定年後も再雇用などで働けるよう、各自が持っている技能を常に磨いておきたい。

（編集委員　山口聰）  
　公的年金は国民の老後生活の柱。世界にも類を見た  
　超高齢化が進む日本で、これを維持していくため  
　に年金額の抑制、税金や  
　金保険料の引き上げとい  
　た給付と負担のバランスを整はざ  
　うとしても必要にな  
　る。高齢世代、現役世代で  
　みを分かつていかざ  
　を得ない。